

# 家庭児童相談室

問い合わせ 子育て支援課家庭児童相談室  
092-942-1001

## 親子・子育てに関する相談

子どもや子育て、親子関係などに関する相談を受けています。出産や育児に悩んだら、子育てに困っている方がいらっしゃったら、ぜひご相談ください。

- 相談方法**
- ・相談は無料です。
  - ・来室での相談は随時受け付けています。先に予約の電話をいただくとゆっくりお話をうかがえます。
  - ・訪問での相談にも応じています。

**受付時間** 月～金曜日 8:30～17:00(年末年始、祝祭日は除く)

**相談の対象** 18歳未満の児童本人、家族、友人、地域の方など

# まちづくり出前講座

問い合わせ 子育て支援課家庭児童相談室  
092-942-1001

## 子育てのヒント「子育て応援」講座

「子どもはかわいいのに、なぜいつもどなってしまふんだろう」「何度言っても伝わらないとき、どうしたらいいんだろう」子育てって難しいですね。迷ったり、悩んだり、怒った後で反省することもたくさんあるのではないのでしょうか？ そんな子育てに悩んでいるみなさんにお知らせです。

古賀市では、まちづくり出前講座で、子育てのヒント「子育て応援講座」を実施しています。

「しつけの方法がわからないのなら、しつけの方法を身につけよう」をコンセプトに、親と子の良い関係づくりについて学びます。一緒に実践してみませんか？

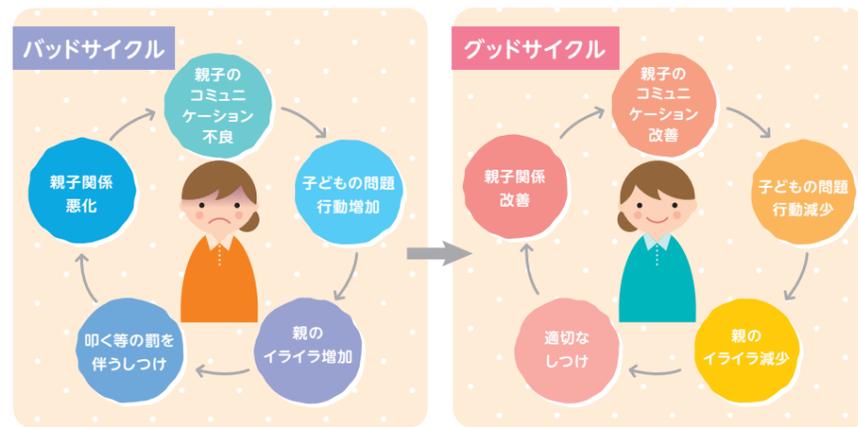
**受講対象者** 3歳以上の子どもがいる保護者の方や関係機関の職員(8名以上) ※託児についてはご相談ください

**受講時間** 60分～120分程度

※この講座は出前講座用に内容をまとめたものです。通常講座をご希望の方は、個別にご相談ください。

## 「子育て応援」講座とは？

この講座では、親と子のコミュニケーションに着目します。親子の関係が段々悪くなっていく「バッドサイクル」から、親子関係が改善していく「グッドサイクル」に変えていく具体的な方法を学びます。



## 手続き方法

- 1 開催希望日の20日前までに申込書に必要事項をご記入のうえ、コミュニティ推進課まで申込用紙を提出してください。(持参、FAX、Eメール、いずれも可) ※申込書は古賀市HPに掲載しています

コミュニティ推進課 コミュニティ推進係(市役所第2庁舎2階)  
TEL:092-942-1165 FAX:092-942-1291 Eメール:commu@city.koga.fukuoka.jp

- 2 子育て支援課から申込をされた団体の担当の方に日程調整や内容確認の連絡をします。
- 3 申込者が用意された会場へ講師が伺い、講座を開催します。講座終了後はアンケートにご協力をお願いします。

※関心がある方は、子育て支援課 家庭児童相談室(TEL:092-942-1001)におたずねください。

# 児童虐待防止啓発

問い合わせ 子育て支援課子ども家庭係  
092-942-1159

## 子ども虐待を知っていますか

なぐる、たたく、ける、どなるなどの暴力・暴言だけが虐待ではありません。子どもの安全や健康を損ねるおそれがある状態は、不適切な養育であり、虐待とみなされることがあります。愛情をもって育てていても、子育てのストレスや家庭問題、生活苦など、様々な理由から、大切な子どもが思いがけない危険にさらされているかもしれません。子どもへの虐待は次の4つに分類され、重複していることもあります。



## 身体的虐待

- 外傷(あざ、打撲、骨折、やけどなど)を負わせる
- なぐる、ける、たたく、投げ落とす、激しく揺さぶる、熱湯をかける、異物を飲ませる、タバコを押しつけるなどの暴力をふるう
- 生命に危険を及ぼす行為(戸外に閉め出す、一室に長時間拘束するなど)

身体発育や知的発達に障がいが生じるなど後遺症を残し、死に至ることもあります。

## ネグレクト (養育の放棄・怠慢)

- 適切な衣食住の世話をしない(食事を与えない、入浴させない、不潔な状態におくなど)
- 拒否(愛情を与えないなど)
- 保護者以外の同居人による虐待の放置
- 子どもを遺棄、置き去りにする
- 子どもを家に残し外出する、車内に放置する
- 虫歯などの病気を放置する
- 学校へ行かせない

発育・発達が遅れ、栄養失調や脱水症状などから死に至ることもあります。

## 心理的虐待

- おどし、脅迫などの著しい暴言
- 拒絶的な対応(無視)
- 心に深刻なダメージを与える言動を行う(他の兄弟姉妹と差別的な扱いをするなど)
- 盗みや万引きなど犯罪行為の強要
- 子どもの前で配偶者や家族に暴力をふるう(DVの目撃)

子どもの心に不安やおびえなどを引き起こし、精神的な後遺症を残すこともあります。

## 性的虐待

- 子どもへの性的暴行、性行為の強要
- 性器や性的行為を見せる
- わいせつな写真の被写体となるよう強要する

異性への嫌悪感を植えつけるなど、子どもの心身に大きな傷を残すこともあります。

少しでも思いあたることがあれば「189(いち・はや・く)」連絡・相談を!

地域や保育所、幼稚園等で、気になる子どもを発見した場合、子ども本人や保護者に状況を尋ねることがあります。また、虐待が疑われる場合や、家庭状況が確認できない場合などには、法律により、市の相談窓口や児童相談所に報告する義務が課せられています。

